

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育委員会事務局
教職員・福利課長

「期末手当及び勤勉手当の支給について」の一部改正について（通知）

「期末手当及び勤勉手当に関する規則」（昭和38年高知県人事委員会規則第31号）及び「期末手当及び勤勉手当の支給について」（昭和38年12月25日付け38人委第437号高知県人事委員会委員長通知）の一部改正に伴い、「期末手当及び勤勉手当の支給について」（平成11年6月24日付け11教職第174号高知県教育長通知）の一部を下記のとおり改正しましたので通知します。

貴職において、管内の教職員に周知していただきますようお願いいたします。

記

1 改正の内容

(1) 「3 勤勉手当額の算定」の「③成績率」の表を次のように改める。

③成績率

ア 再任用職員以外の職員

区分	成績率
勤務成績が特に優秀な職員	$\frac{93}{100}$ 以上 $\frac{150}{100}$ 以下
勤務成績が優秀な職員	$\frac{82.5}{100}$ 以上 $\frac{93}{100}$ 未満
勤務成績が良好な職員	$\frac{72}{100}$
上記以外の職員	$\frac{72}{100}$ 未満

(注) 期末手当及び勤勉手当に関する規則（第13条）が改正された場合には、改正後の成績率に読み替える。

イ 再任用職員

区分	成績率
勤務成績が優秀な職員	$\frac{39.5}{100}$ 以上
勤務成績が良好な職員	$\frac{36}{100}$
上記以外の職員	$\frac{36}{100}$ 未満

(注) 期末手当及び勤勉手当に関する規則（第13条の2）が改正された場合には、改正後の成績率に読み替える。

(2) 「(参考) 休職者等及び休職期間等の取扱い」の表を次のように改める。

(参考) 休職者等及び休職期間等の取扱い

	基準日において休職者等である場合の取扱い(支給の有無等)	基準日において休職者等でない場合、及び左の期末手当の欄の2に該当する場合の休職期間等の取扱い(期間率への反映)
期末手当	略	略
勤勉手当	<p>1. 基準日において、次に該当する者は不支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 病気休職者(公務傷病等によるものを除く。) ・ 刑事休職者 ・ 研究休職者 ・ (災害による)所在不明休職期間 ・ 停職者 ・ 専従休職者 ・ 配偶者同行休業職員 (H26. 7. 8～) ・ (外国派遣条例による)派遣職員 ・ 育児休業職員 (勤務した期間がある場合を除く) (H12. 1. 1～) ・ 看護欠勤職員 (勤務した期間がある場合を除く) (H12. 4. 1～) ・ 大学院修学休業職員 (H13. 4. 1～) 	<p>勤務期間から次の期間が除算される。</p> <p><全期間が除算されるもの></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 病気休職期間(公務傷病等によるものを除く。) ・ 刑事休職期間 ・ 研究休職期間 ・ (災害による)所在不明休職期間 ・ 停職期間 ・ 専従休職期間 ・ 配偶者同行休業期間 (H26. 7. 8～) ・ 育児休業期間(1回の承認に係る期間(基準日以前6箇月以内の期間とその一部又は全部が重複する育児休業の期間が2以上ある場合はそれぞれの育児休業の1回の承認に係る期間を合算した期間)が1月以下の期間を除く。)(H28. 4. 1～) ・ 看護欠勤期間 ・ 給与を減額された期間 (H18. 6. 2～) ・ 週休日等を除いた介護休暇が30日を超える場合の勤務しなかった全期間 ・ <u>介護時間が30日を超える場合の勤務しなかった全期間</u> ・ 部分休業が30日を超える場合の勤務しなかった全期間 ・ 週休日等を除いた病気休暇が30日を超える場合の勤務しなかった全期間 ・ 大学院修学休業期間 ・ 育児短時間勤務により短縮された勤務時間の短縮分に相当する期間 (H21. 4. 1～)

2 適用年月日

平成 29 年 4 月 1 日

○期末手当及び勤勉手当の支給について

(平成11年6月24日 11教職第174号高知県教育長通知)

うえのことについて、公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第37号)、期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和38年人事委員会規則第31号)及び人事委員長通知「期末手当及び勤勉手当の支給について」の一部が改正され、平成11年6月支給分から適用されることとなりました。改正後の取扱いの概要は下記のとおりです。

記

1 基準日及び支給日

基準日	支給日
6月1日	6月30日
12月1日	12月10日

(支給日 59.4.1改正、基準日・支給日 15.4.1改正)

- (注) (1) 基準日前1か月以内に退職又は死亡した職員についても、基準日に在職する職員に準じて支給する。
- (2) 支給日が日曜日に当たるときは、その前々日の金曜日を支給日とする。
- (3) 支給日が土曜日に当たるときは、その前日の金曜日を支給日とする。

2 期末手当額の算定

$$\text{期末手当} = \text{①期末手当基礎額} \times \text{②在職期間割合(期間率)} \times \text{③支給割合}$$

$$\begin{aligned} \text{①期末手当基礎額} &= \text{給料の月額} + \text{扶養手当} \\ &+ (\text{給料の月額} + \text{扶養手当}) \times \text{地域手当の率} \\ &+ (\text{給料の月額} + \text{給料の月額} \times \text{地域手当の率}) \times \text{役職段階別加算割合} \\ &+ \text{給料月額} \times \text{管理職加算割合} \end{aligned}$$

(注)「給料の月額」は、教職調整額、給料の調整額を含む給料月額の意。

②在職期間割合

在職期間	割合
6か月	$\frac{100}{100}$
5か月以上	$\frac{80}{100}$
6か月未満	100
3か月以上	$\frac{60}{100}$
5か月未満	100
3か月未満	$\frac{30}{100}$

③支給割合

区 分	6月支給分	12月支給分
再任用職員以外の職員	$\frac{120}{100}$	$\frac{135}{100}$
再任用職員	$\frac{64}{100}$	$\frac{73.5}{100}$

(注) 公立学校職員の給与に関する条例（第22条第2項及び第3項）が改正された場合には、改正後の支給割合に読み替える。

3 勤勉手当額の算定

$$\text{勤勉手当} = \text{①勤勉手当基礎額} \times \text{②期間率} \times \text{③成績率}$$

①勤勉手当基礎額＝給料の月額

＋給料の月額×地域手当の率

＋(給料の月額＋給料の月額×地域手当の率)×役職段階別加算割合

＋給料月額×管理職加算割合

(注) 「給料の月額」は、教職調整額、給料の調整額を含む給料月額の意。

②期間率

勤 務 期 間	割 合
6か月	100/100
5か月15日以上6か月 未満	95/100
5か月 以上5か月15日未満	90/100
4か月15日以上5か月 未満	80/100
4か月 以上4か月15日未満	70/100
3か月15日以上4か月 未満	60/100
3か月 以上3か月15日未満	50/100
2か月15日以上3か月 未満	40/100
2か月 以上2か月15日未満	30/100
1か月15日以上2か月 未満	20/100
1か月 以上1か月15日未満	15/100
15日以上1か月 未満	10/100
15日未満	5/100
零	零

③成績率

ア 再任用職員以外の職員

区分	成績率
勤務成績が特に優秀な職員	$\frac{93}{100}$ 以上 $\frac{150}{100}$ 以下
勤務成績が優秀な職員	$\frac{82.5}{100}$ 以上 $\frac{93}{100}$ 未満
勤務成績が良好な職員	$\frac{72}{100}$
上記以外の職員	$\frac{72}{100}$ 未満

(注) 期末手当及び勤勉手当に関する規則（第13条）が改正された場合には、改正後の成績率に読み替える。

イ 再任用職員

区分	成績率
勤務成績が優秀な職員	$\frac{39.5}{100}$ 以上
勤務成績が良好な職員	$\frac{36}{100}$
上記以外の職員	$\frac{36}{100}$ 未満

(注) 期末手当及び勤勉手当に関する規則（第13条の2）が改正された場合には、改正後の成績率に読み替える。

(参考) 休職者等及び休職期間等の取扱い

	基準日において休職者等である場合の取扱い(支給の有無等)	基準日において休職者等でない場合、及び左の期末手当の欄の2に該当する場合の休職期間等の取扱い(期間率の反映)
期末手当	<p>1. 基準日において、次に該当する者は不支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 無給休職者 ・ 刑事休職者 ・ 停職者 ・ 専従休職者 ・ (外国派遣条例による)無給派遣職員 ・ 配偶者同行休業職員 (H26. 7. 8～) ・ 育児休業職員 (勤務した期間がある場合を除く) (H12. 1. 1～) ・ 看護欠勤職員 (勤務した期間がある場合を除く) (H12. 4. 1～) ・ 大学院修学休業職員 (H13. 4. 1～) <p>2. 基準日において、次に該当する者は支給</p> <p>この場合、手当額は本通知の2により算定した額に、原則として各々次の割合を乗じた額となる。(条第26条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有給病気休職者(公務傷病等によるもの) : 100/100 ・ 有給病気休職者(上記以外) : 80/100 ・ 研究休職者 : 70/100 ・ (災害による)所在不明休職者(公務災害によるもの) : 100/100 ・ (災害による)所在不明休職者(上記以外) : 70/100 <p>なお、有給派遣職員は、全額支給される。</p>	<p>在職期間から次の期間が除算される。</p> <p><全期間が除算されるもの></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 停職期間 ・ 専従休職期間 <p><1/2の期間が除算されるもの></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 病気休職期間(公務傷病等によるものを除く。) ・ 刑事休職期間 ・ 研究休職期間 ・ (燃はる)所在不明休職期間 ・ 配偶者同行休業期間 (H26. 7. 8～) ・ 育児休業期間(1回の承認に係る期間(基準日以前6箇月以内の期間とその一部又は全部が重複する育児休業の期間が2以上ある場合はそれぞれの育児休業の1回の承認に係る期間を合算した期間)が1月以下の期間を除く。)(H23. 12. 1～) ・ 看護欠勤期間 ・ 育児短時間勤務により短縮された勤務時間の短縮分に相当する期間 (H21. 4. 1～)

	基準日において休職者等である場合の取扱い(支給の有無等)	基準日において休職者等でない場合、及び左の期末手当の欄の2に該当する場合の休職期間等の取扱い(期間率の反映)
勤 勉 手 当	<p>1. 基準日において、次に該当する者は不支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 病気休職者(公務傷病等によるものを除く。) ・ 刑事休職者 ・ 研究休職者 ・ (災害による)所在不明休職期間 ・ 停職者 ・ 専従休職者 ・ 配偶者同行休業職員 (H26. 7. 8～) ・ (外国継条による)派遣職員 ・ 育児休業職員 (勤務した期間がある場合を除く) (H12. 1. 1～) ・ 看護欠勤職員 (勤務した期間がある場合を除く) (H12. 4. 1～) ・ 大学院修学休業職員 (H13. 4. 1～) 	<p>勤務期間から次の期間が除算される。</p> <p><全期間が除算されるもの></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 病気休職期間(公務傷病等によるものを除く。) ・ 刑事休職期間 ・ 研究休職期間 ・ (災害による)所在不明休職期間 ・ 停職期間 ・ 専従休職期間 ・ 配偶者同行休業期間 (H26. 7. 8～) ・ 育児休業期間(1回の承認に係る期間(基準日以前6箇月以内の期間とその一部又は全部が重複する育児休業の期間が2以上ある場合はそれぞれの育児休業の1回の承認に係る期間を合算した期間)が1月以下の期間を除く。)(H28. 4. 1～) ・ 看護欠勤期間 ・ 給与を減額された期間 (H18. 6. 2～) ・ 週休日等を除いた介護休暇が30日を超える場合の勤務しなかった全期間 ・ 介護時間が30日を超える場合の勤務しなかった全期間 ・ 部分休業が30日を超える場合の勤務しなかった全期間 ・ 週休日等を除いた病気休暇が30日を超える場合の勤務しなかった全期間 ・ 大学院修学休業期間 ・ 育児短時間勤務により短縮された勤務時間の短縮分に相当する期間 (H21. 4. 1～)